

造成事業施行者の名称		1		交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23		円
交換 譲渡 資産 等 の 明 細	交換等をした資産の種類	2		取得資産等の価額(14)	24		
	同上の資産の取得年月日	3	昭 平	譲渡直前の帳簿価額(10)	25		
	交換等をした資産の所在地	4		譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26		
	交換等をした土地等の面積	5	平方メートル	譲渡資産の対価の額(7)	27		
	交換等の年月日	6	平	(25)+(26)又は(24)-(27))	28		
	対価の額	7	円	圧縮限度額(24)-(28)	29		
	譲渡直前の帳簿価額	8		圧縮限度超過額(23)-(29)	30		
	交換等に要した経費の額	9		取得認定期間	31	平 平	・ ・ ・ ・
	計(8)+(9)	10		特別勘定に経理した金額	32		円
				譲り受ける宅地の価額の見積額	33		
交換取得資産等の明細	取得した宅地の所在地	11		譲渡直前の帳簿価額(10)	34		
	取得した宅地の面積	12	平方メートル	譲渡資産の対価の額(7)	35		
	取得年月日	13	平	譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36		
	取得した宅地の価額	14	円	譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)	37		
場合又は譲渡により宅地の取得価額が譲り受けた宅地と交換差金を超える場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15		譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)	38		
	譲渡直前の帳簿価額(10)	16		繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38))	39		
	取得資産等の価額(14)	17		繰入限度超過額(32)-(39)	40		
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	18		当初の特別勘定の金額(32)-(40)	41		
	譲渡資産の対価の額(7)	19		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42		
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×((17)/(17)+(18))又は(17)/(19)	20		当期中に益金の額に算入すべき金額	43		
	圧縮限度額(17)-(20)	21		期末特別勘定残額(41)-(42)-(43)	44		
	圧縮限度超過額(15)-(21)	22					

別表十三（七）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第65条の11《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》若しくは第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の82《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》若しくは第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

また、譲受けを約した宅地を取得認定期間内に取得をする見込みであるため特別勘定を設けたとき等は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。

2 この明細書は、交換をし、又はその譲受けを約して譲渡した交換譲渡資産等の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法

人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16) $\times \left(\frac{(17)}{(17)+(18)} \right)$ 又は $\frac{(17)}{(19)}$ 20」は、①交換により宅地のみを取得した場合（いわゆる等価交換の場合）及び②交換により宅地と交換差金を取得した場合には「又は $\frac{(17)}{(19)}$ 」を消し、③譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合には「 $\frac{(17)}{(17)+(18)}$ 又は」を消します。

4 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「(25) + ((26) 又は ((24) - (27))) 28」は、交換とともに交換差金を支出した場合には「又は ((24) - (27))」を消し、譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「(26) 又は」を消します。

5 「特別勘定に経理した金額32」には、措置法第65条の12第3項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の83第4項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。